

第5章 基本的施策の概要

基本条例第7条で定める10項目の基本的施策に対する施策は、下記のとおりです。

第6章に主な取組や数値目標、第7章に各主体それぞれの行動指針について掲載しています。

基本的施策		施策	
1	多様な担い手の育成確保、産地育成、農業経営の確立	1	多様な担い手の育成と人材活用
		2	収益性の高い農業経営の確立と産地育成、スマート農業の推進
		3	新規就農の促進・支援
2	地域で生産される食料の信頼の確保	1	安全で安心できる農畜産物生産の支援
3	生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮	1	農村集落の活性化
		2	優良農地の保全
4	農業の資源循環機能の維持及び環境保全	1	環境保全型農業の推進
		2	バイオマス利活用の取組の推進
5	地産地消の推進	1	地域食材の利用促進、地産地消のPR
		2	特産品づくりの支援や加工所・生産組織の育成推進
6	食育の推進	1	家庭・地域における食育の推進
		2	小・中学校における食育の推進
		3	学習・体験活動による食育の推進
		4	食文化の継承と国際交流の推進
7	グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割	1	グリーンツーリズムの推進
		2	糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」を拠点とした事業の展開
8	女性農業者が持つ力の発揮	1	女性農業者及び女性農業組織の活動支援
		2	女性農業者の各種農業施策への参画の推進
		3	家族経営協定の締結推進
9	九州大学を始めとする産・学・官の連携	1	連携協定締結大学等との事業の展開
		2	特産品等調査研究事業の実施
10	農力を育み、発揮する取組の情報発信	1	農力への理解を進める情報の発信